

吉田町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成24年10月12日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

1 監査の概要

(1) 監査の種別

財政的援助団体監査

(2) 監査の対象

- ア 社会福祉法人杉の子（所管：高齢者支援課）
- イ 吉田町空港対策協議会（所管：企画課）
- ウ 吉田町文化協会（所管：教育委員会事務局）
- エ 吉田町体育協会（所管：教育委員会事務局）
- オ 一般社団法人吉田町シルバー人材センター（所管：高齢者支援課）
- カ 吉田町国際交流協会（所管：企画課）

(3) 監査の実施日

- 平成24年8月20日 社会福祉法人杉の子、吉田町空港対策協議会、
吉田町文化協会、吉田町体育協会
- 平成24年8月22日 一般社団法人シルバー人材センター、吉田町国
際交流協会

(4) 実施した監査手続き

補助金に係る出納及びこれに係わる事務の執行について、各団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認められた監査を実施した。

2 監査の結果

監査した結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各団体についての監査結果は、後述のとおりである。

(1) 社会福祉法人杉の子 【指摘なし】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、事務局長及び職員から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の社会福祉法人杉の子への補助金は老人福祉施設「杉の子園」整備事業費借入金償還事業に対する元金償還金補助金 5,495,000 円、利子補給補助金 439,600 円、合計 5,934,600 円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び老人福祉施設「杉の子園」整備費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

(2) 吉田町空港対策協議会 【指摘なし】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、事務局（企画課）から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町空港対策協議会への補助金は空港対策補助事業に対して 500 千円を交付している。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）等に基づき適正に執行されていた。

(3) 吉田町文化協会 【指摘なし】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町文化協会への補助金は文化協会活動事業補助金 423 千円、文芸誌発刊事業補助金 360 千円並びに吉田町文化祭に伴う負担金として 810 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金並びに負担金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱等に基づき適正に執行されていた。

(4) 吉田町体育協会 【指摘なし】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町体育協会への補助金は活動事業補助金 1,615 千円、県民スポーツ祭(しずおかスポーツフェスティバル)等参加活動事業補助金 500 千円を交付している。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和 54 年吉田町規則第 8 号)及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

(5) 一般社団法人吉田町シルバー人材センター 【指摘あり】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、理事長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の一般社団法人吉田町シルバー人材センターへの補助金はシルバー人材センター育成事業補助金 5,180 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づいて執行されていた。補助金の執行については提出書類(吉田町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱第 8 条)及び事業報告書(総会議案・承認済)並びに収支決算書(総会議案・承認済)、相互間に符合しない事項が散見されたので関連書類の内容確認を速やかに行ない、是正されたい。

【指摘事項】

吉田町シルバー人材センター事業実績書(様式 5 号)に記載された 1 シルバー人材センターの概要(24 年 4 月 1 日現在)の表中(3)受託事業②契約金額 129,532,710 円が、平成 23 年度収支決算書の受託事業収入決算額と異なる。

【指摘事項】

平成 23 年度事業報告書(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)に記載された I 概要の受託事業実績の表中平成 23 年度契約額 129,532、配分金 110,622、材料費 11,336、事務費 7,573 が、平成 23 年度収支決算書の受託事業収入決算額の内訳金額と異なる。

【指摘事項】

平成 23 年度収支決算書 1. 収支計算書に記載された支出の部の表中①事業費支出「企画提案方式事業費支出」の表記が、第 3 回通常総会議案書(承認済)の表記と異なる。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていたとは認めがたい。

(6) 吉田町国際交流協会 【指摘なし】

平成 23 年度の事業報告書並びに決算書の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 23 年度の吉田町国際交流協会への補助金は国際交流事業補助金 1,800 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

3 監査の意見・要望

今後についても各団体は補助金に関する法令の遵守に努められたい。

特に、町当局（所管課）は補助金交付申請の受付並びに補助金交付決定の審査にあたり、補助金交付申請団体に対し、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町補助金交付要綱等に基づき、指導監督の徹底を図るとともに厳正な審査に努められたい。

以上